豊田市青少年センターをご利用の皆様へ

令和3年4月1日(木)より施設の予約方法が変わりました。

〇予約方法について(利用者サイト https://toyotacity-yoyaku-nexres-portal.azurewebsites.net/)

- ・スマートフォンやパソコンでインターネットを利用して「豊田市公共施設予約システム」より施設の空き状況の確認や利用予約をしていただきます。
- ・「豊田市公共施設予約システム」を利用するためには利用者登録が必要です。
- ・インターネットを利用して**施設の利用予約ができるのは利用日の3日前まで**です。利用日の当日、前日、前々日に施設の利用予約がしたい場合は、青少年センターまでお問い合わせください。

O利用予約の流れについて

次ページの「豊田市青少年センター公共施設予約システムの利用の流れ」をご参照ください。

〇予約開始日について

青少年センターを利用する方の予約開始日は以下の通りです。

利用形態	予約開始日
青少年育成団体、青少年サークル	利用希望日の3ヶ月前の1日9:00~
青少年グループ、公的団体※	利用希望日の2ヶ月前の1日9:00~
一般利用、営利利用	利用希望日の1ヶ月前の1日9:00~

※公的団体の利用について、公共施設予約システム利用者サイトにて2ヶ月前から利用予約をしたい場合は、 青少年センターで設定を行う必要があります。設定を行うにあたり、<u>別途申請</u>をしていただく必要がござ います。詳細につきましては青少年センターへお問い合わせください

〇施設使用料の支払いについて

窓口にて利用当日に現金でお支払いください。

〇当日の鍵の受け渡しと返却(1階事務所)

当日受付/窓口にて許可書を発行後、部屋の鍵等をお渡しします。

返 却/部屋の鍵・報告書を返却してください。

※豊田産業文化センターは全館午後9:30閉館ですので、早めの返却をお願いします。

〇貸出備品について (無料)

貸出物品につきましては青少年センターへお問い合わせください。

O利用キャンセルについて

次ページの「豊田市青少年センター公共施設予約システムの利用の流れ」をご参照ください。

〇使用料支払い後の利用変更について(左記のことがないように使用料のお支払いは利用当日をお勧めします)

- ・青少年センターへお問い合わせください。
- ・利用変更することで不足が生じた場合はお支払いいただきますが、差額の返金はできません。
- 利用前日までに青少年センターへ変更前の利用許可書(原本)をご持参いただく必要があります。
- ・利用変更ができるのは利用許可書1枚につき1回までです。

豊田市青少年センター

〒471-0034 豊田市小坂本町 1-25 豊田産業文化センター1 階

TEL: 0565-32-6296

豊田市青少年センター 公共施設予約システムの利用の流れ

利用者 施設管理者 【仮登録】(ネット) 「公共施設予約システム利用者サイト」より 仮登録を行います 【本登録をするために施設へ行く】 【本登録】 利用者登 仮登録されている「代表者」または「連絡 仮登録されている「代表者」または「連絡 者」が本人確認書類を持って、最寄りの対象 者」の本人確認書類および仮登録内容を確 施設へ行きます 認し、登録の承認を行います 【利用者登録情報の受取】 【利用者登録情報の印刷】 利用者登録情報(登録番号)が記載された 利用者登録情報(登録番号)の用紙を 受け取ります 用紙を印刷します 【施設の空き状況確認】(ネット) 利用者サイトで予約ができるのは 利用日の3日前まで 「公共施設予約システム利用者サイト」に 登録番号とパスワードでログインします ※2日前~当日は青少年センターへ連絡して予約 利用申請 【利用申請】(ネット) 【利用申請の承認・却下】 申請内容を確認し、承認または却下の 利用したい施設・部屋を選択して 使用料支払い 処理を行います 利用申請をします 【施設使用料支払い】 ・許可書受取 メール自動送信あり メールを受け取り、承認確認後、使用料支払い (現金) のため青少年センターへ来館します 【利用許可書(領収書)の発行】 ※使用料支払いは利用当日でOK 【利用許可書の受取⇒施設利用】 【利用取消】 利用取 【利用取消の対応】 青少年センターへ電話または直接窓口へ 連絡します 利用者より取消の連絡があれば その都度対応します ※施設に利用申請の承認をされる前であれば

ネット上で取消ができます